

会報ヘッドライン 7月号



ニュース news ・ 会活動

令和2年度 定時総会開催

「目の前にある危機に立ち向かう。ピンチからチャンスへ」

令和2年6月7日（日曜日）京都府鍼灸マッサージ師会館2階会議室において、公益社団法人京都府鍼灸マッサージ師会 令和2年度定時総会が開催されました。（出席236委任状含む）

令和2年の前半は、新型コロナウイルス感染症の影響で様々なイベント・会議が中止になりました。京都府も4月17日より緊急事態宣言が発出され、5月21日まで外出自粛、イベント開催自粛、施設の使用等が制限されました。当初、総会は5月17日の予定でしたが、この状況を鑑み、会員の皆様の安全を考慮し、ご参集いただくことは心苦しいと理事会で協議致しました。ご出席頂かなくて総会を成立できないか、書面による議決権の行使の形を取る方法を模索しました。弁護士・司法書士と相談しましたところ現行の定款・規程では叶わないとの事でしたので、総会を6月7日に延期することと決定いたしました。

今後の為、書面による議決権の行使に必要な条項を定款変更に取り込むことといたしました。幸いにも、京都府内も5月末迄で一旦落ち着きを取り戻し、6月からは飲食店や施設なども営業を再開し、街に人も車も少しずつ戻ってきました。

総会当日の7日は気温も上がり暑い日となり、また、この状況下でありましたが、21名の出席者を数え、前日までに提出いただいた215通の委任状と合わせまして、無事に総会は開催することができました。

開催を前にして、4月に96歳でお亡くなりになられた福山純一先生、5月には長年、本会の外部監事として厳しい目で本会を見守って下さった岡本尚男氏がお亡くなりになり、会を支えてくださったお二人に全員で黙祷をお捧げしました。

総会は議長に洛南ブロック北田義博先生、副議長に洛南ブロック田中美香先生が手を挙げてくださり、総会次第に沿ってつつがなく進行していきました。今回は令和元年度の決算の承認、選挙管理委員の承認に続き、昨年、公益法人設立以来の立入り検査において定款・規程のご指導いただいた点、先に書きました総会



の書面による議決権行使の為の条項及びその他、細かい修正点も含めて会員の負担を減らし、ご意思を無駄にすることがないように改善案だったと考え

ております。定款変更の点では、選挙管理委員の会員より岡本監事ご逝去における監事の補欠選挙、その後

の臨時総会にて承認いただく上での修正点をご指摘いただきました。そして、その当日、修正動議を盛り込

んだ変更案としてご承認いただくことが出来ました。以上、全ての議事におきまして委任状に

よる反対票も

なくご承認頂けましたことを心より感謝いたします。

今年度の活動はどこまで実施できるか未定ですが、新たに始まる「リハビリ医学講座」及び「生涯研修講座」など対策を講じつつ可能な限り実施してまいります。決定次第、会報にてご案内いたします。

今年度も本会の活動にご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

【代表理事 朝田 聖二】

【文責 総務部 戸中 照之】

令和2年度定時総会 質問書への回答

質問：いつもメールでの質問に対する回答をありがとうございます。

office の入っているアドレスにメールを送らせていただいた時のみ返信がないのですがどうしてでしょうか？

回答：事務局より。会報掲載用の post@ と本会代表アドレス office@ の2か所に良く送られて来ます。post@ は会報編集委員全員に届きますので、委員のどなたかが返信されています。

office@ は事務員が確認しますが、タイトルがなかったりすることもあり、また、迷惑メールも毎日大量に届きますので発見が遅れることもあるそうです。

事務局といたしましても今後、メールにお礼・返事を出すように指導してまいります。送信される時に「〇〇先生宛」、「〇〇について」等わかりやすいタイトルを必ずお書きいただくと確認しやすいのでご協力の程お願い申し上げます。

質問：日本中の皆様が病気にかかって治療院が経営できなくなる方が大勢います。師会から御見舞いの形(かたち)、会員(社員)さんに何か会員ひとり一人(各会員)に対して衷心の気持ちがあれば何だかの「かたち」心の気持ち「かたち」が必要ではないでしょうか。会長様に質問です。

対策として、例として、会費(4月・5月)、減収になった月、会費負担金0にする。

回答：14日理事会にて協議すると総会にて回答いたしました。

〈師会の方針として〉

公的支援を受けて頂く。一人ひとり話し合い、相談に応じ、困窮の対策を一緒に考えていく事を師会としての方針と致します。

～法制部への質問～

「法制だよりの活動報告において指導要請という項目があるのですが、指導要請のあった事案を具体的に記載していただきたい。」

この質問に対しては、総会の場において口頭でも回答がされましたが、資料等補足した内容を「法制だより」今月の報告の中に回答を掲載していますのでご覧下さい。

定款変更に伴う部局変更について

この度の総会での定款変更議案におきまして、近年の会員数減少を鑑み、理事の定数削減、それに伴う部局の統合が盛り込まれました。

以上は理事の負担軽減の為であり、組織部と互助厚生部が総務部に統合、スポーツケア部が学術部に統合となりました。現理事は任期満了までは別刷資料(年間予定表と両面刷り)の人員にて分掌業務にあたって頂くことが理事会にて決定いたしましたのでご報告いたします。

【総務部 戸中 照之】

法制だより 今月の報告

1. 指導要請

京都市医務衛生課へ3件	内訳) 国家免許者による違法広告	2件
	国家免許者による違法広告、違法業務	1件

2. 定時総会

法制部へ質問及び要望がありました。質問、及び、その回答は以下の通りです。

質 問 : 【会報の中の法制だよりについて】

指導要請という項目があるのですが、指導要請のあった事案を具体的に記載していただきたい。以前の会報に違法広告に対する資料を配っていただきましたが、違法広告だと、この広告のここが問題でダメですと具体的に指導があったと書いてもらっている方が、分かりやすいなと思いました。また、学生会員もいることを考えれば、この方が勉強にもなるのではないかと思います。この要望への回答を頂きたい。

回 答 : 【あはき、柔整の広告について】

情報提供があった違法広告は、京都市は医務衛生課、府内(京都市以外)は各管轄の保健所へ指導要請を行っています。あはき、柔整については、広告規制(別紙参照)により、記載できることは定められているので、ここがダメというより、それに違反していれば、指導の対象になります。

違法広告については、ほとんどの記載がダメといったものもあつたり、中にはパンフレット型の10ページに渡り、ほとんどのページに違法記載の広告もあります。また、その月によって10件程度の要請をすることもあります。その全てを会報に載せることは、ページ数に限りがあるためできません。

また、広告、指導要請内容を別紙にて同封する場合も、用紙代、及び、郵便物の加算金が発生します。本会の財政面を考慮して、広報部も予算の削減をしているため、その方法もできません。

指導要請、調査要請を行う際は、法制部長が本会のパソコンアドレスに、違法広告と要請内容を添付して送信し、それを会から京都市は医務衛生課、府内(京都市以外)は各管轄の保健所へ郵送する形を取っています。

指導要請内容をお知りになりたい会員さんは、本会に「指導要請資料を希望」のメールをしていただければ、法制部長が本会へ送信した添付資料を転送するようにさせていただきます。

補 足1. 【無免許者による広告について】

あはき法、柔整師法に抵触しないため、景品表示法に触れると思われる広告は、京都府消費者センターへ調査要請を行っています。(※1. 記載内容によっては指導要請)

調査要請をした広告については、京都府消費者センターが判断して行われるため、本会が要請をした全てが、調査されている訳ではありません。その詳細は情報漏えいの観点から、情報提供者(本会)に報告する義務はないとされているため、本会へ報告はありません。

(※1) 無免許者が「マッサージ」「厚生労働大臣認可」等と記載している場合は、違法広告になりますので、京都市は医務衛生課、府内(京都市以外)は各管轄の保健所へ指導要請を行っています。

補 足2.

2018年5月から、全鍼師会を中心とする業界7団体と厚労省は、広告ガイドライン作成について、検討会が定期的に行われており、本年度中に作成、施行される予定です。(コロナ関連の影響で、検討会が延期しているため、延びるかもしれません)

現在、無免許者の違法広告は、明確な規定もなく、景品表示法に触れるかどうかのみで、実質的には指導されているものはほとんどありません。

今回のガイドラインは、無免許者の広告について、厳しい規制が入る内容になる予定です。今後は、無免許者の広告についても多くの指導要請ができることになると思われます。

◇◇◇ 会員の皆様～法制部へ情報提供をお願いします ◇◇◇

無免許業者によるピラやチラシ等の案内、看板、施術等の情報提供を
 本会事務所へお寄せください。

TEL075-803-6078 FAX075-821-2390

【法制部長 山崎 宣彦】

お知らせ・ご案内 information

令和2年度 免許保有証申請受付 7月1日スタート！

《有効期限が、平成33年3月31日の方は更新の年度となります》

- 申請は年1回のみです。保有証をお持ちでない先生方は、お早めに！
- 保有証の登録事項書換え、紛失時の再交付についても申請が必要です。(いずれも年1回)
- 有効期限が、平成33年3月31日の方は今年更新にあたります。ご確認ください。

【申請方法】

1. 全日本鍼灸マッサージ師会ホームページ内 申請サイト (<https://skmsys.oitsk.jp//houser>) にアクセスし必要な登録をおこなってください。(7月1日～)
2. 上記ページで登録終了後、「保有証」の「交付申請書」及び「写真貼付用紙」をダウンロードし、印刷してください。
3. (公財)東洋療法研修試験財団ホームページの案内 (<http://www.ahaki.or.jp/doc3.pdf>) を参照して、必要な書類を揃え、会館事務所に提出してください。

※免許証の再交付、登録事項に変更のある場合は、保有証の申請前に必ず、免許証の再交付、変更手続きを完了してください。(詳しくは(公財)東洋療法研修財団のホームページを参照ください。)

令和2年度分スケジュール	7月～8月中旬	申請受付
	令和3年2月上旬	送付予定

※申請書のダウンロードが困難な方は、ご不明な点がある方は、会館事務所までお問い合わせください。

第2回 生涯研修講座のご案内

「あはき師の為のリハビリ医学講座」

本講座は「あはき師の為のリハビリ医学講座」として、医療をはじめ介護や福祉に関わる鍼灸マッサージ師の資質の向上を図り、医師、看護師、地域医療を担う介護スタッフ等への信頼を得るための講座となります。特に今回はリハビリテーションの現場で使用される用語と表現方法についての講義です。評価や記録の方法。患者の病態や経過の報告書づくり、同意書依頼にも活用でき、在宅医療・介護等の担当者会議にも使える共通言語を学びましょう。

内容、日時は以下の通りとなっています。

保険部員の先生方、会員の先生方、多くの参加をお待ちしております。

本講座の会場は、当初本会会館2階にて開催予定でしたが、出席者多数及び新型コロナウイルス感染予防の観点から3密を避けるため**京都経済センターに変更**して開催致します。お間違えのないようお願い致します。

尚、本講座は公益社団法人京都府鍼灸師会からの参加もごさいます。

- 日 時 7月19日(日) 13:00~16:10
- 場 所 **京都経済センター7階 C会議室**
京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78
- アクセス 京都市営地下鉄烏丸線「四条駅」北改札出ですぐ
阪急電車京都線「烏丸駅」26番出口直結
京都市営バス「四条烏丸」徒歩すぐ
- 定 員 40名
- テーマ 「地域の高齢者問題・介護・往療鍼灸マッサージに必要なもの」(医学教養4単位)
第1回「あはき師の為のリハビリ医学講座」
～リハビリテーションの現場で使用される用語と表現方法～



- 講 師 木村 篤史 先生
明治国際医療大学 医学教育研究センター リハビリテーション科学ユニット講師
附属病院総合リハビリテーションセンター療法士長
京都在宅リハビリテーション研究会世話人代表
- 参加費 会員 1000円 会員外一般 2000円 学生 1000円
- 申し込み 本会事務所 電話075-803-6078 FAX075-821-2390
住所、氏名、連絡先(電話番号) 所属ブロックをお知らせください。
参加は事前申し込み優先となります。

締め切り日 7月16日(木)まで

※ 演題は、講師の都合で変更する場合がございます。ご了承ください。

第3回 生涯研修講座のご案内(予告)

- 日 時 8月23日(日) 13:00~16:10
- 場 所 本会会館2階
- 定 員 30名

講座1. 「サンクロレウの栄養素から見た全体食としての有効性」

講師 サンクロレウ研究開発グループ

藤島 雅基 先生

講座 2. 「スポーツケアと鍼灸・マッサージ」

進化するスポーツ現場での処置と対応について

講師 スポーツケアコーディネーター 楽鍼灸院院長

中西 智子 先生

【学術部】

会報電子版配信 10月号よりスタート！！ 配信希望者募集

平素、本会活動へのご支援に感謝申し上げます。

さて、2月号紙面にて会報電子版配信のお知らせを掲載いたしました。既に、点字から読み上げテキストへの移行を実施していますが、春からのコロナウイルス感染症の影響で準備が遅れておりました。協議の結果、10月号よりご登録いただいた方へ配信することとなりましたのでご連絡いたします。

電子版配信への変更は随時募集しております。ご希望される方は以下の内容をメールにご記入の上、電子版を送ってほしいメールからご送信ください。

到着したメールのアドレスをこちらで登録させていただきます。

《送信先》

E-mail : hp@ksmk.jp

電子配信希望の方は

- ・会員名
- ・所属ブロック
- ・件名に「メール配信希望」を明記下さい。

尚、メール配信を希望された方への会報の送付はありません。同封物に関しまして、可能なものはデータでお送りしますが、印刷物もお送りする時がございますのでご承知おきください。

なお、ご連絡いただいた貴メールアドレスの個人情報は保護し目的以外には使用いたしません。

【広報部長 田口 幸三郎】

介護支援専門員実務研修受講試験のご案内

第23回京都府介護支援専門員実務研修受講試験が来る令和2年10月11日(日)に実施されます。

試験案内等については、令和2年6月9日(火)～7月20日(月)までの配布期間となっております。

受験希望者は、京都府庁、各広域振興局(健康福祉部保健所、支所、出張所)、各市町村、京都市内の各区役所、支所(健康長寿推進課)、各福祉事務所等において配布されます。介護支援専門員に興味のある会員様は是非とも受験くださいますよう、お願い申し上げます。

学術・技術 Academic & Technical skill

次亜塩素酸水について～続報～

今回、ご縁をいただきまして師会にて次亜塩素酸水を販売いたしました。この度、政府関係機関より新型コロナウイルスに対する有効性についての意見書が出ておりましたので現在わかりうる情報をご報告いたします。

ご案内しておりましたように、次亜塩素酸水は不安定な状態ですので、保存方法、保存期間によって効果が異なります。よって、いつ誰が使っても同じ効果が得られる商品とは異なります。次亜塩素酸“水”と次亜塩素酸“ナトリウム”希釈液との違いも含めて、正しくご理解いただいた上でご使用いただくことが大切だと思います。

以下の資料をご提供いただいたものです。枚数が大量になりますので、皆様にお渡しすることは叶いませんが、事務局にご要望くださればご対応させていただきます。なお、ホームページにもアップし、皆様に見て頂けるようにいたしますので、医療関係者として正しくご理解いただき、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

《 資料一覧 》

- ・ 「次亜塩素酸水」等の販売実態について
【新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価に関する検討委員会事務局】
- ・ 微酸性電解水ミストのラットに対する暴露試験 【北里大学 基礎研究所】
- ・ ラットにおける噴霧弱酸性次亜塩素酸水吸入による血液一般及び生化学値に及ぼす影響
【岡山大学噴霧実験報告】
- ・ 新型コロナウイルスに対する次亜塩素酸水の不活化効果を証明 【帯広畜産大学】
- ・ 次亜塩素酸水(pH5.5、有効塩素濃度 40ppm・電気分解方式による)の
新型コロナウイルスに対する不活化に関する実証試験 【北海道大学】
- ・ 次亜塩素酸水と次亜塩素酸ナトリウムの同類性に関する資料
- ・ 次亜塩素酸水の食品添加物指定に関する資料
- ・ アシエロ製品パンフレット
- ・ 消毒薬一覧 【総務部 戸中 照之】